

# すわほうじん

平成30年11月1日発行 第138号

一般社団法人 諏訪法人会

## ■ 主な内容

《平成31年度税制改正要望概要》

法人会の平成31年度税制改正に関する提言[要約]

《税務署だより》

税を考える週間のご案内(11/11~11/17)

平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

《租税教育活動・地域社会貢献活動》

租税教室が始まりました・「クリーンアップ キャンペーン in 富士見」を実施

《税務研修会のご案内ー経理・総務(人事)担当者そして経営者向けの二講座ー》

第一講座「経営担当者から、より経営に近い視点を持ったワンランク上の経理へ」

第二講座「優秀な人材を確保して、成果を達成させるための組織を作る」

138  
2018/NOV.



地方開催の工業展示会として国内最大級となった工業メッセ

 めざします企業の繁栄と社会への貢献

法人会のHPを閲覧しましょう。

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:[info@suwahoujinkai.jp](mailto:info@suwahoujinkai.jp)

国税は申告も納税も会社のパソコンで!(イータックス)

## 全国の会員企業の総意として「31年度税制改正に関する提言」を発表!

全国法人会総連合主催の「第35回法人会全国大会 一鳥取大会」が10月15日開催されました。

- 平成31年度  
税制改正スローガン**
- ◆ 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
  - ◆ 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
  - ◆ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
  - ◆ 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

#### 5. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

#### 6. 今後の税制改革のあり方

- (1) 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性一などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 法人実効税率について

- (1) OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
  - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。
  - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

#### 3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特別措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

  - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
  - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特別制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

以上要約より抜粋、詳細は「ほうじん」秋号へ掲載

# 税理士会コーナー

知って納得！教えて税理士さん！

関東信越税理士会諏訪支部  
税理士 飯田 昭雄



## 先端設備等導入計画により3年間固定資産税をゼロに！

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

### 1. 支援措置

- ①生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の軽減措置（3年間、ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減）**により税制面から支援
- ②計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証）
- ③認定事業者に対する一部補助金における優先採択（審査時の加点）

### 2. 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減されます。ちなみに諏訪圏域の6市町村はすべてゼロとされています。

- ①中小事業者等とは？ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人等
- ②適用期間内とは？ 「生産性向上特別措置法」の施行日から**平成33年3月31日**までの期間
- ③一定の設備とは？ ≪先端設備等の要件≫ 下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

**要件①**  
一定期間内に販売されるモデル  
(最新モデルである必要はありません。  
中古資産は対象外)

**要件②**  
生産性の向上に資するものの指標  
(生産効率、エネルギー効率、精度など)  
が旧モデルと比較して年平均1%以上  
向上している設備

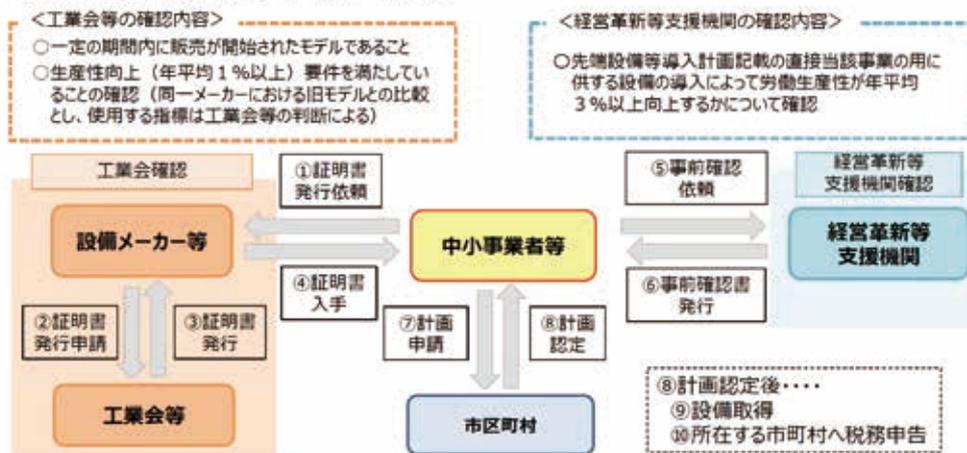
設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1)	全て	60万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものに限る

上記の要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

### 3. 固定資産税の特例

#### 固定資産税の特例について（スキーム図）



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。(計画変更により設備を追加する場合も同様。)

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の手続きで使用する証明書と共通のもので、生産性向上特別措置法の施行後に新しい様式で発行されていますのでご注意ください。

- ※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご注意ください。

## 税務署だより

## 「税を考える週間」〔平成30年11月11日(日)～17日(土)〕

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

## 1 国税庁ホームページによる広報

## 国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- ・調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- ・国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

## 2 SNSを利用した広報

## ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

## 3 消費税の軽減税率制度に向けた国税庁の取組

国税庁においては、消費税の軽減税率制度の実施に対応するため、準備が必要な事業者の皆様に対し、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報に取り組んでいます。

- ・制度周知用リーフレットやパンフレットを事業者の皆様配布しています。
- ・主に事業者の皆様を対象とした軽減税率制度等の説明会を実施しています。
- ・軽減税率制度に関する相談を消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)で受け付けております。

詳しくは、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト

([www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm](http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm)) をご覧ください。

## 4 講演会の実施や関係民間団体等との連携

日時	行事名	場所等	主催団体等
11月12日(月) 15時～17時	記念講演会 ・諏訪税務署長 ・「信大病院での脳死肝移植の 体験と教育への想い」 松本秀峰中等教育学校 校長 小宮山 淳 氏	RAKO 華乃井ホテル	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会
11月14日(水) 10時～16時	税の一日無料相談	茅野市役所 議会棟	関東信越税理士会 諏訪支部
11月15日(木) 16時～	納税表彰式	諏訪税務署	
期間中随時 放送予定	クイズ!「クイズ税金ゼミナール2018」	LCV-TV	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会 諏訪支部

## 平成31年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

消費税率等の10%への引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、消費税率等が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となります。

● <b>実施時期</b>	平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時)
● <b>消費税率等</b>	標準税率10%(消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%) 軽減税率 8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
● <b>軽減税率の対象品目</b>	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

### ● 帳簿及び請求書等の記載と保存

- ・対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。
- ・仕入税金控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等(一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(区分記載請求書等といいます。)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。

### ● 税額の計算

- ・売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
- ・区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、  
制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)  
【専用ダイヤル】 0570-030-456 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
2. 電話相談センター  
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご案内しています。
3. 税務署での面接による個別相談 (関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
4. 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

企業訪問

会員見聞録

世界中に名を響かせる、多能工のものづくり集団!

業務用衣料仕上げ汎用プレス製造の、世界トップメーカー 株式会社イツミ様にお邪魔しました。本日は二代目社長であった、現在会長の五味光亮様にお話をお伺いしました。



五味光亮 会長

広報委員 本日はお忙しいところご対応いただきありがとうございます。まず、御社の歴史的な背景を教えてくださいませんか。

五味会長 諏訪群原村にて昭和36年(1961年)7月、イツミ洗機を父親と創業しました。昭和38年に有限会社イツミに組織変更し五味式部之亮が社長、私が専務となりクリーニングプレス機、縫製プレス機の開発、設計、製造を行ってきました。昭和56年株式会社イツミに組織変更し私が二代目の社長となりました。

広報委員 実際、どのようなモノを製造しているのですか。またものづくりへの拘りはどのようなものですか。

五味会長 クリーニング店でワイシャツ1枚100円本日に仕上げという表示、またホテルにてワイシャツ翌朝仕上げなどの表示を目にした事があるかと思います。これを実現させたのがイツミの大型洗浄・消毒・乾燥、さらにプレス機と言われていました。

広報委員 イツミ様のカタログを拝見すると、何百種類という製品(機械)が掲載されていますが、実際どのような用途なのですか。

五味会長 従来アメリカ製のプレス機しかなく大型で高価なものでした。そこで開発したのが小型綿(ワイシャツ)プレス機です。業界に一代旋風をおこし、中小クリーニング業者に機械化の恩恵もたらす画期的なヒットとなりました。ニッチ産業に基幹的(核心的)な構造のもと、世界標準となるべく発明をしていくことの拘りがあります。

広報委員 イツミの社名は、「知る人ぞ知る」ブランドであり、積み重ねた歴史は57年。業務用衣料仕上げ汎用プレス機では世界トップメーカーとお聞きしていますが。

五味会長 メインの衣料プレス機は300種類以上の製品を手がけています。基本OEM生産です。ユーザーの要望に、完全内製一貫生産で応えています。

広報委員 とても興味深いですね。その点もう少し詳しく教えてくださいませんか。

五味会長 完全内製一貫生産で、ユーザーの要望に対し開発工程として企画・設計・試作・量産工程として機械部品加工、板金・仮組・塗装・組立・検査・出荷を独自の技術力と合理的な工程管理により高品質、低コストの製品で多様なニーズに対応しています。

広報委員 すごいですね。しかし納期まで時間がかかってしまいますよね。

五味会長 逆です。一貫生産に必要なあらゆる設備を自社で備えており、一台からの注文も納品まで一ヶ月でやれる仕組みになっています。また特に自慢できるものがあります。社員の能力です。社員一人々が多能工(異なる作業を並行する能力)です。それもオンリーワンの技術をもつマルチエキスパートの集団だからこそ、コストを抑えつつ、完全社内一貫生産ができるのです。

広報委員 今後のビジョンはどのような物ですか。

五味会長 平成23年、社長を息子(五味淳氏)に譲り、「衣料仕上げ機械の製造で世界の発展に貢献する」という創業以来の経営理念を引継ぎ、新たな産業分野として介護、病院など福祉業務用洗浄・消毒・乾燥・各種機器など色々の分野へ挑戦しています。

広報委員 大手メーカーで設計に携わっていたという現在の五味敦社長ですが、どこかの記事で拝見したのですが、「一貫生産の全行程にかかわれるものづくりの喜びを実感している」との言葉が頼もしくまた先代の社長からの意志をしっかり受け継いでいると感じました。ところで輸出が6~7割とお聞きしましたが。

五味会長 輸出先は、昭和45年に中東、アフリカ向に大量注文がありました。以後アメリカ、東南アジア、欧州が主流ですが、14億の人口を有する中国、9千万人のベトナム、バングラディシュ、などが魅力です。特に平成16年に中国の無錫に現地法人を設立しましたが、日本での常識が中国では全く通用しなかったという苦い経験もあります。

広報委員 最近、会長にお電話する機会があり「今ハルピンにいるから後程電話する」との返答で、法人会の事務局長が富士見にある「ハルピンラーメン店」と間違ったという話を聞き失笑してしまいました。最後に五味会長個人の趣味などお聞かせ下さい。

五味会長 地域発展のため、地元高地で荒廃した農地を利用した産業、農業を研究する事です。

また今はあまり運転していませんが、若い頃からオフロード車が好きで何台か所有しています。最初に購入した米ウイリス社製のジープもまだあります。また荒廃地に繰り出し、この高地で何かできないか考えて行きたいと思っています。

広報委員 本日はお忙しい中、ありがとうございました。



企業情報

資本金2,800万円  
従業員52名

株式会社 イツミ

諏訪群原村11865  
電話: 0266-79-2331

前期まで長期に亘り法人会の副会長をお引き受けいただいた五味会長。今でも、旺盛な好奇心、実行力など進取の気概を感じます。社長も息子の五味淳氏に承継され、益々発展途上という「イツミ」様。工場の見学もお許しいただき、「これぞものづくりの現場」を実感しました。学生たちがたくさん訪れる工業メッセが間もなく開催されますが、先にイツミ様の工場を見たら、よりものづくりの世界が広がるのではないか思う次第です。

(聞き手 広報委員 小川 武彦)

諏訪支部  
寄稿

支部ごとに事業や地域の行事などを掲載します。次回は「原支部」です。

## 諏訪の人気イベント 上諏訪街道21「秋の呑みあるき」で秋満喫

上諏訪街道の甲州街道（国道20号線）沿い500メートルにある5軒の酒蔵をめぐる名物イベント。平成14年から春、秋2回となり、今回で31回目となる。今回から、呑みすぎにならないよう、無制限からコイン制とし1人15枚配布。（1枚で一杯、中には2枚の物も）

硝子製の猪口と専用巾着袋をぶら下げたの粋なイベントに变身。相変わらず女性の下戸グループが多く、賑やかなイベントであることには変わりはありませんでした。又梅酒やスパークリング等のお酒もあり女性にも人気であることが改めて理解できました。これからは地元産のつまみなども増やし、「食」全般に係るイベントになってもらう事を期待します。



### 法人会の社会貢献事業 その1

## 第20回 クリーンアップキャンペーン in 富士見

10月6日(土) 20回目となる社会貢献事業「クリーンアップキャンペーン」を、今回は富士見支部の企画で実施しました。大型の台風が2週続けて日本列島を襲い甚大な被害をもたらしたばかりであり、この富士見高原の鉢巻道路沿いも、隣接するゴルフ場の2/3が土砂で覆われ、道にも流入した土砂が残っている状態でした。だからこそ社会貢献という気持ちで決行いたしました。

会員企業35社、6団体、計76名の方々にご参加いただき、今井会長、宮下総務委員長の挨拶後「八峯苑」を起点に4手に分れ延べ10キロを清掃いたしました。ルートによっては鉄棒の束や家電製品、便器まで放置されていました。どれも有料資源ごみであり、最終軽トラックがいっぱいになりました。本当に残念な事です。天候も不安定であった事から約1時間で作業を終了し、八峯苑にて昼食をとり、異業種会員の交流を図りました。冷えた体を温泉で労った方もいました。ありがとうございました。



<協力いただいた団体・企業>

諏訪税務署・富士見町商工会・原村商工会・諏訪商工会議所・岡谷商工会議所・諏訪信用金庫・(株)ニシムラ・(有)マルトミ・(有)諏訪農資・(株)雨宮興業・(有)マルヤス電気富士見店・(株)金剛建設・(株)三井精工・三信運輸(株)・(有)西久保開発・(有)窪田モータース・(有)吉田建材・南部建設(株)・(有)山手工業・(株)イツミ・(有)菊池自動車・(株)宮坂建設・(有)ひだまり・(株)カネル・(株)大田屋・(株)エイセイフェンス・信越ハーネス(株)・湖北工業(株)・(株)若松・(株)介護センター花岡・信日電機(株)・(有)茅野工業・野村ユニソン(株)・コスモス工業(株)・(株)夢科ピレリッジ・(株)日本電気設備・(株)シンボク・日本国際交通(株)・(株)ウエハラ化学・大同生命保険・法人会事務局

### 法人会の社会貢献事業 その2

## 災害支援第27回 チャリティーコンペの義援金を手渡す

8月6日、深井青年部長、樋口副部長は、日本赤十字社長野県支部諏訪市地区長の金子諏訪市長のもとを訪問し、チャリティーゴルフコンペで集まった義援金、100,521円を手渡しました。今回は西日本を襲った記録的な豪雨により甚大な被害があり、義援金も例年の3倍となりました。金子市長から、これからも法人会の地域貢献活動に期待しているとの言葉をいただきました。



会員募集中

新会員ご紹介 (4月~6月入会)

事業所名	代表者	住所	電話	事業内容
(株)ナイス	中村 里佳	岡谷市長地出早2-9-24	26-2480	製造業
オフレーヴ	永田 純子	諏訪市上諏訪6666-12	53-5848	宝飾業
整体院 龍胆	轟 雄太	諏訪市城南1-2659-1-105	090-4098-2313	整体院
中国食堂 城満	城子 文彦	諏訪市沖田町1-37-1	53-2101	飲食業
麵屋しるし	高坂 敦志	諏訪市沖田町4-16-3NEWSビル1階	78-8848	飲食業
(株)足立自動車商会	足立 孝幸	茅野市ちの2557-3	72-2217	保険業
(株)いずみ保険事務所	朝倉 功	茅野市泉野6473	79-3335	保険業
帰ってきた蓼科(株)	矢崎 公二	茅野市北山4035	67-2111	観光産業再生事業
(株)キャンプサイト	内田 勝久	東京都渋谷区神宮前2-13-7	03-5413-6696	キャンプサイト設計・管理・運営
(株)小平建設	小平 良司	茅野市湖東3295	76-2645	建設業
サンシャインホーム(株)	立石 尚樹	茅野市宮川11347-7	75-0405	建設業
(株)サカイ電工	酒井 治	茅野市ちの3009	72-8740	電気・通信工事
信葉陸送(株)	両角 宝	茅野市泉野4736-1	55-5985	運送業
ととバル ぎょぎょGyo	青木 義文	茅野市仲町11-2	090-9666-4800	飲食業
(株)豊島屋 茅野営業所	林 新一郎	茅野市本町西5-17	72-0677	石油
(株)ノーブル茅野	堀内 長年	茅野市ちの1000	72-8585	ホテル業
(株)ピッコトラディショナル	牛山 浩二	茅野市湖東7891-4	77-3233	アイスクリーム・菓子製造、レストラン経営
(株)BRAIN WAVE	名取 輝高	茅野市中大塩15-44	78-3014	スポーツ用品開発製造
(株)プラフト	小平 好一	茅野市豊平6501-3	82-5722	製造業
堀竹不動産	堀内 洋一	茅野市宮川5010-53	73-8144	不動産業
(株)マイジェネ	井出 幸子	茅野市本町東9-26	73-5007	冠婚葬祭業
マルセイ塗装	池田 誠治	茅野市宮川6718-31	090-4369-4073	塗装業
(株)マルエー	杉本 浩美	茅野市宮川4391-7	72-9021	衣料品販売
(株)ハク岳ビール	齋藤 由馬	茅野市北山6807-1	080-5142-3275	麦酒製造
(株)山手工業 茅野	小林 憲司	茅野市宮川4372-6	73-9323	一般土木建築

※お取引、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、是非御紹介ください。ご照会先に各6支部の担当者がお邪魔致します。

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律** **労務** 相談室

1.申し込み方法

- 相談ご希望の会員の方は電話又はファクスにてお申し込み下さい。法人会HPより申込書を印刷して下さい、又は法人会事務所にご送付下さい。
- 申し込み後、別途下記担当法律事務所、社会保険労務士事務所へ電話の上、相談日時等を打ち合わせください。

2.利用できる方

- 諏訪法人会の会員企業および経営者等。  
※同一人の相談は年2回に限らせていただきます。

3.相談内容

- 企業経営における法律、労務全般。

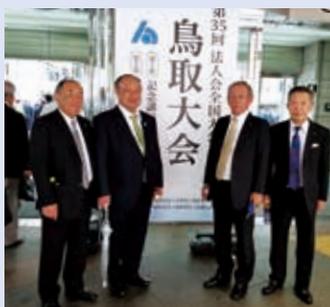
担当弁護士・社会保険労務士

**法律** 相談員 諏訪法律事務所 諏訪雅顕 弁護士  
相談室 諏訪市高島1-6-9(諏訪法律事務所)

**労務** 相談員 労務)諏訪労務管理センター  
宮坂ひろ子 労務士・木村孝昭 労務士  
相談室 諏訪市高島3-1201-90(諏訪労務管理センター)

無料相談時間は1時間までです。 ※一社)諏訪法人会が負担します。  
◆時間を越えて相談される場合は、相談者の負担になります。  
◆相談内容の秘密は厳守いたします。

お問い合わせ先 一社)諏訪法人会事務局 TEL 0266-53-7810 FAX 0266-57-0185



第35回法人会全国大会に出席。～鳥取大会～

本年の全国大会は10月11日、鳥取市で開催されました。本会からは今井会長、朝倉副会長、林副会長、西村副会長、事務局の5名が出席しました。会場は県立文化会館。第一部は(株)大山どり 社長 島原道範氏の記念講演が行われました。飼料メーカーの営業マンが担当していた大手養鶏会社の社長となり、多額の借金を背負い再建させて行く話でした。若い社員と向き合い、「日本一の会社にする」「社員が誇れる会社にする」「利益を出して税金が払える会社にする」等を目標に、周囲の人たちに助けられながら日本一の会社に成長した内容の講演でした。働き方改革とされている中、若い人に支持される会社を目指し、自ら動き人財を増やした社長に本当に感動いたしました。第二部は式典で「税制改正提言」の報告と青年部の租税教育活動の事例発表、第三部は各地区法人会との懇親会で情報交換を致しました。鳥取市街地はシャッター街が続き、歩いている人も法人会員ばかり、どこも同じですが経済云々でなく、少子高齢化の改善が喫緊の課題かと思えました。会員の皆さんと税制改正を踏まえ、税金の使い道を考えて行きたいと思えます。(次回は三重大会となります)

## SPOT NEWS

## スポットニュース

### 研修会

- ◇決算説明会(8/6・7)  
管内2会場(茅野・諏訪)諏訪税務署共催で実施  
講師:諏訪税務署 飯田調査官
- ◇役員研修会(9/13)  
「法人会の役割とこれから」  
講師:全法連 専務理事 松崎也寸志
- ◇新設法人説明会(10/23 諏訪会場)  
諏訪税務署共催で実施  
講師:諏訪税務署 飯田調査官

### 役員会・委員会・部会

- ◇青年部 役員会(8/21 深井 部長)  
租税教育事業(租税教室・税金クイズ出展他)  
研修事業、青年のつどいについて
- ◇組織委員会(8/23 細田 委員長)  
会員増強計画について
- ◇総務委員会(8/27 宮下 委員長)  
クリーンキャンペーンについて  
各事業経過報告 40周年記念事業について
- ◇女性部役員会・研修会(9/10 宮澤 部長)  
租税教育事業について  
研修:ハーバリウム教室
- ◇理事会(9/13 今井 会長)  
各事業経過報告  
全国大会の参加について  
40周年記念事業について



### 地域社会貢献事業(8/6)

税務署設置の花の植え替え

### 諏訪税務署長表敬訪問(8/6)

税務署の定期異動に伴い、青年部と女性部は上杉陽一新税務署長を表敬訪問しました。

### 福利厚生事業(8/30~9/6 3会場)

生活習慣病予防健診を諏訪管内3ヶ所で実施しました。昨年比で大幅な増員となり延べ295人の方々が受診しました。

### 番組を見ましょ! 法人会チーム 3連覇なるか!!

正解 かりん10個ゲットか? 税を考える週間行事  
LCV-TV クイズ!「クイズ税金ゼミナール」

「税を考える週間」行事にあわせ、納税関係団体に諏訪実業高校チームを加えた6チーム対抗のクイズ番組を収録。法人会チームは岡谷支部から小坂将夫さん(岡谷組)・味澤宏重さん(味澤製糸)、小口詩織さん(岡谷商工会議所)の3名が参戦しました。今年度より記述式の解答形式へ変更となりより難しくなりました。さて法人会チームの行方は?



#### 【LCV-TV 放送予定】

【121チャンネル】	【122チャンネル】
11月10日(土) 12:00~、21:00~	11月11日(日) 22:00~
11月11日(日) 10:00~、20:00~	11月17日(土) 14:00~、22:00~
11月13日(火) 21:00~	
11月15日(木) 21:00~	

## 青年部による租税教室を開始 女性部の絵はがきコンクール

昨年に引き続き、諏訪管内の小学校6年生を対象に租税教室が始まりました。

10月2日、茅野市宮川小学校にて深井青年部長他役員2名が講師となり実施。今回は「税金の使い道」を身の周りにある公共施設を事例に上げ授業を行いました。最後に、女性部による「絵はがきコンクール」の説明も行われました。



<今後の予定>

- 11月5日:岡谷市小井川小学校
- 12月3日:下諏訪南小学校      12月18日:富士見小学校
- 11月:原小学校・諏訪市高島小学校

## 女性部研修会 (ハーバリウム教室)を開催

9月10日(月)、最近女性に大人気の「ハーバリウム」(ビンの中のオイルにプリザードフラワーをアレンジする)を作製しました。同じ材料でもそれぞれの個性で全く違う雰囲気に仕上がりが大変好評でした。



## 法人会の税務・経営研修会 2講座のご案内

**日時** 平成30年12月10日(月) 午後1時30分～午後4時30分

**会場** RAKO華乃井ホテル

**講師**

株式会社プロモーターズ・カンパニー 代表取締役  
中小企業診断士

いしかわ  
石川 アサ子 氏



**【第一講座】 PM 1:30～3:00**

プロ経営になるためのステップアップ講座

『 経理担当者から、より経営に近い  
視点を持ったワンランク上の経理へ 』

〈主な内容〉

- ・企業活動における経理業務とは
- ・経理の実務
- ・財務情報の管理等

..... PM3:00 ~ 3:15 休憩 .....

**【第二講座】 PM 3:15～4:45**

『 優秀な人材を確保し、成果を達成させるための組織を作る 』

〈主な内容〉

- ・中小企業の雇用およびメンタルヘルスの現状・組織と個人の活性化
- ・業績を上げる組織とその運用管理とは
- ・元気とやる気を引き出すコミュニケーションの手法



**参加費** 無料 (先着 各講座50名) **締切日** 12月3日(月)

★「ほうじん秋号」に同封のチラシよりお申込みください。FAX.57-0185

★電話によるお申込みも受付致します。TEL.53-7810

「すわほうじん」138号と一緒に、  
税に係る小冊子3冊を配布しました。

**「若手社員の税金、社会保障教室」**

・学校では教えてくれない基礎知識を解説!

**「30年度版 会社取引をめぐる税務 Q & A」**

・法人税を中心に、会社取引をめぐる税金について解説!

**「30年度版 源泉所得税 — 実務のポイント —」**

・経理関係者として、判断を求められる回数が一番多い!



※法人会では、都度最新の情報が提供できるよう研修冊子を送付しています。有効にご活用ください。

## ● 告知板 ●

### 年末調整説明会のご案内 (諏訪税務署主催)

11月14日(水)	富士見町コミュニティープラザ
11月15日(木)	茅野市役所8階大ホール
11月16日(金)	岡谷カノラホール(小ホール)
11月19日(月)	下諏訪町役場 4階講堂
11月20日(火)	諏訪市文化センター大ホール

平成30年度の説明会が開催されます。  
 ※各会場13:30～  
 ※諏訪税務署より事前に送付される  
 関係書類をご持参下さい。

### 決算説明会のご案内 (諏訪税務署、諏訪法人会共催)

- 諏訪会場 12月6日(木) 諏訪市文化センター 第1集会室  
 岡谷会場 12月7日(金) 岡谷商工会議所 3F会議室

※諏訪税務署より事前に送付される  
 ハガキをご持参下さい。

### 「税を考える週間」記念講演会のご案内

主催：諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会

日 時：平成30年11月12日(月) 午後3時～5時  
 会 場：ラコ華乃井ホテル 2階「パルケ」

< 諏訪税務署長講話 > 講 師：諏訪税務署 署長 上杉 陽一 氏 午後3時～3時30分  
 演 題：「消費税と査察調査」

< 記念講演会 > 講 師：元 信州大学学長 現 松本秀峰中等教育学校校長  
 小宮山 淳氏 午後3時40分～5時  
 演 題：「信大病院での脳死肝移植の体験と教育への想い」



小宮山 淳氏

### 第36回法人学校のご案内 ～経営セミナー～

主催：一般社団法人 諏訪法人会 諏訪支部



菅原 齋氏

世界一のテーマパーク ディズニーに学ぶ!!

「感動で泣いた!ディズニーの社員教育・人材育成術」

「感動を創造する…小規模でも地域オンリーワンになる会社づくり」

日 時：平成30年11月29日(木) 午後1時30分～3時30分

会 場：諏訪商工会館 5階 大会議室 (諏訪市小和田南14-7)

定 員：60名(先着順)

講 師 アウェイク事務所 代表 菅原 齋氏

かんばら さい

申込み 諏訪商工会議所内諏訪支部まで、  
 お電話にてお申込ください。

TEL:0266-52-2155

## 編集後記

今年は地震、台風、猛暑など自然災害に振り回され、「統計を開始して以来の記録です」と言う言葉が耳から離れません。天災は忘れた頃にやってくるどころか、インタビューに応じている90歳以上の方が「生まれてはじめての経験だ」と口々に語っていました。普段からの心掛けが大事だと分かっていますが、自分は…、自分のところだけは大丈夫と思いつけているのが怖い現実です。これからの子供達も心に大きな傷を残しているはずで

今年も未来ある子供達のために、「この国と社会の繁栄に貢献する」という法人会の理念のもと、小さな歩みの一つである租税教育事業が始まりました。青年部の方々の熱意ある指導に耳を傾けていた児童たちの、昨年の真剣な姿が昨日の様に思い出されます。今年はどうな子供達の姿が見られるかなと期待しながら、実は私が一番教えられている様な気がします。色々な面で子供達に接し、人生一生勉強と自分に叱咤激励している毎日です。 広報委員 長崎 万史



今年の栗蒸しようかん。これを専用の“ようかん包丁”で切り分ける

# 〈菓子歳時記〉その3 蒸し羊羹って普通の 羊羹とちがうの？

昨年、愛犬名前ランキングで、どうどの第一位は「マロンちゃん」だったとか。例年人気の「チョコちゃん」をも抑えて。ことばの響きはまるいし、栗はだれからも好かれる味ということもあるだろう。そういえば、春先に出会った元「リリーガー」の方も、栗が好きとおっしゃっていた。収穫の季節、菓子店の軒先にも、果実などを用いた秋限定商品が顔をだすが、その中でも栗は王さまか。栗蒸しようかんは、和菓子店の代表的な季節菓子の一つだ。

「蒸しようかんって、普通のようかんとはちがうの？」

先日弊店を訪れた友人が、ガラスケースの中黒塗りの漆器に収まった、栗蒸しようかんを指さしての一言だった。

そうちがうのだ。諏訪界隈でようかんといえれば、練りようかんになる

だろう。友人が普通と違ったのも、たぶんこのこと。どちらのようかんも小豆を使うからぱっと見は茶色で大差はないが、作り方にしても又材料にしても別ものと言えてしまう。まずは名前にもある製法の違いで、あんな蒸してふんわりか、練ってなめらかか。配合というところナギという脇役が総入れ替えに。蒸しは小麦粉や片栗粉で、練りは寒天になる。

結果、舌ざわりが変わってくる。蒸しの方があつさりしていて弾力があり、練りの方がきめ細かく蒸しようかんよりは歯ごたえがある。全国的にも、練りようかんの方が一般的なもので、秋だけの特別感と、栗玉の玉座!?という食感の組み合わせで、やわらかい蒸しようかんが選ばれたのかもしれない。

法人会員  
「岡谷精良軒」 原昭徳

## 法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

### 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。  
**総合型VRタイプ**:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、  
**総合型VTタイプ**:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険。  
**Jタイプ**:大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、  
**Mタイプ**:大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)  
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。  
 ◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を**

引受保険会社  
**DJIDO** 大同生命保険株式会社  
 松本支店 諏訪営業所/  
 長野県諏訪市沖田町3-15  
 (フロンティアビル3F)  
 TEL 0266-58-7888

**AIG** AIG損害保険株式会社  
 松本支店/長野県松本市本庄1-3-10  
 (大同生命松本ビル7F)  
 TEL 0263-35-1933

F-29-1003(平成29年11月7日)  
 B-152257 2017-11